

○ 独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）（抄）（本則関係）	1
○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（附則第十条関係）	10
○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（附則第十条関係）	11
○ 健康増進法（平成十四年法律第三百三号）（抄）（附則第十一条関係）	12
○ 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）（附則第十二条関係）	13
○ 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十五号）（抄）（附則第十三条関係）	14
○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）（附則第十四条関係）	15
○ 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）（抄）（附則第十五条関係）	16

○ 独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）（抄）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務等（第十五条―第十八条）</p> <p>第四章 雑則（第十九条―第二十二條）</p> <p>第五章 罰則（第二十三条・第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所とする。</p> <p>（研究所の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」</p>	<p>独立行政法人医薬基盤研究所法</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務等（第十五条―第十七条）</p> <p>第四章 財務及び会計（第十八条・第十九条）</p> <p>第五章 雑則（第二十条―第二十二條）</p> <p>第六章 罰則（第二十三条・第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人医薬基盤研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人医薬基盤研究所とする。</p> <p>（研究所の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人医薬基盤研究所（以下「研究所」という。）は</p>

という。)は、医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。

(資本金)

第六条 研究所の資本金は、附則第八条第二項並びに第十一条第二項及び第三項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2・3 (略)

第十二条 研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)第十一条」とする。

2 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)第十条及び第十一条」とする。

(業務の範囲)

第十五条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 医薬品技術及び医療機器等技術に関する次に掲げる業務

イ (略)

、医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。

(資本金)

第六条 研究所の資本金は、附則第八条第二項並びに附則第十一条第二項及び第三項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2・3 (略)

第十二条 研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人医薬基盤研究所法第十一条」とする。

2 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人医薬基盤研究所法第十条及び第十一条」とする。

(業務の範囲)

第十五条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 医薬品技術及び医療機器等技術に関する次に掲げる業務

イ (略)

(削除)

ロ 政府等（政府及び独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。）以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。

ハ〜ホ (略)

二 (略)

三 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。

四 国民の栄養その他国民の生活の調査及び研究を行うこと。

五 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十条第二項の規定に基づき、国民健康・栄養調査の実施に関する事務を行うこと。

二 健康増進法第二十六条第三項（同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第二十六条第一項の規定による許可又は同法第二十九条第一項の規定による承認を行うことについて必要な試験を行うこと。

三 健康増進法第二十七条第五項（同法第二十九条第二項、第三十条第三項及び第三十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三

ロ 試験研究を政府等（政府及び独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。ハにおいて同じ。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。

ハ 政府等以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。

二〜ハ (略)

二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(新設)

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三

十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前条第一項第二号の規定により研究所が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の事業年度」と読み替えるものとする。

(試験研究実施者等の納付金)

第十七条 研究所は、業務方法書で定めるところにより、第十五条第一項第二号の助成金の交付を受けた者であつて、当該助成金に係る希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品に関する試験研究を行った者又はその承継人(以下この条において「試験研究実施者等」という。)から、当該希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品の利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に充てるための納付金として徴収することができる。

(削除)

(削除)

十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前条第二号の規定により研究所が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所の事業年度」と読み替えるものとする。

(試験研究実施者等の納付金)

第十七条 研究所は、業務方法書で定めるところにより、第十五条第一項第二号の助成金の交付を受けた者であつて、当該助成金に係る希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品に関する試験研究を行った者又はその承継人(以下この条において「試験研究実施者等」という。)から、当該希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品の利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に充てるための納付金として徴収することができる。

第四章 財務及び会計

(区分経理)

第十八条 研究所は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一号イ及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯

する業務
二 第十五条第一号ロからへまでに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

(積立金の処分)

第十八条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

2・3 (略)

(削除)

4 | 前三項に定めるもののほか、前項の納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十九条 研究所は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

2・3 (略)

4 | 前条第二号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。

5 | 第一項から第三項までの規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6 | 前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

- 第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、研究所に対し、第十五条に規定する業務（同条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。）のうち必要な調査及び研究又は試験の実施を求めることができる。
- 2 研究所は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(主務大臣等)

- 第二十条 研究所に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。
- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、厚生労働大臣
 - 二 第十五条第二項第二号及び第三号に掲げる業務に関する事項については、厚生労働大臣及び内閣総理大臣
 - 三 第十五条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、厚生労働大臣
- 2 研究所に係る通則法における主務省は、厚生労働省とする。
- 3 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五章 罰則

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第五章 雑則

(新設)

(主務大臣等)

第二十条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

第六章 罰則

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十八条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

附則

(承継業務等)

第十二条 (略)

254 (略)

5 承継勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

6 第十八条第一項から第三項までの規定は、承継勘定について準用する。この場合において、同条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「附則第十二条第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「附則第十一条第五項に規定する承継業務」と読み替えるものとする。

7 第一項から第三項までの規定により研究所が承継業務を行う場合には、第六条第一項中「附則第八条第二項並びに第十一条第二項及び第三項」とあるのは「附則第八条第二項並びに第十一条第二項、第三項及び第五項」と、第二十四条第二号中「第十八条第一項」とあるのは「第十八条第一項(附則第十二条第六項において準用する場合を含む。）」とする。

8 承継業務は、第二十四条第一号の規定の適用については、第十五条に規定する業務とみなす。

一 (略)

二 第十九条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附則

(承継業務等)

第十二条 (略)

254 (略)

(新設)

(新設)

5 第一項から第三項までの規定により研究所が承継業務を行う場合には、第六条第一項中「附則第八条第二項並びに附則第十一条第二項及び第三項」とあるのは「附則第八条第二項並びに附則第十一条第二項、第三項及び第五項」と、第十九条第四項及び第五項中「勘定」とあるのは「勘定及び附則第十二条第四項に規定する承継勘定」とする。

6 承継業務は、第二十四条第一号の規定の適用については、第十五条第一号口からへまでに掲げる業務とみなす。

(特例業務等)

第十四条 研究所は、第十五条に規定する業務及び承継業務のほか、政令で指定する日までの間において、研究所が独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の際現に行っている同法による改正前の第十五条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（次項及び次条第一項において「特例業務」という。）を行う。

2 | 附則第十二条第四項から第八項までの規定は、特例業務について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「承継勘定」とあるのは「特例業務勘定」と、同項中「附則第十二条第五項」とあるのは「附則第十四条第二項において準用する附則第十二条第五項」と、「附則第十一条第五項に規定する承継業務」とあるのは「附則第十四条第一項に規定する特例業務」と、同条第七項中「第一項から第三項まで」とあるのは「附則第十四条第一項」と、「には、第六条第一項中「附則第八条第二項並びに第十一条第二項及び第三項」とあるのは「附則第八条第二項並びに第十一条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「には」と、「第十八条第一項（附則第十四条第二項において準用する附則第十二条第六項」と読み替えるものとする。

第十五条 研究所は、特例業務を終えたときは、特例業務勘定（前条第二項において読み替えて準用する附則第十二条第四項に規定する特例業務勘定をいう。以下この条において同じ。）を廃止するものとし、その廃止の際特例業務勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

(新設)

(新設)

2 研究所は、前項の規定により特例業務勘定を廃止したときは、その廃止の際特例業務勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

(政令への委任)

第十六条 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(政令への委任)

第十四条 (略)

(薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 (略)

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第十六条 (略)

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 (略)

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			別表第一（第二条関係）		
(略)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(略)
現行			別表第一（第二条関係）		
(略)	独立行政法人国立健康・栄養研究所	(略)	(略)	独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）	(略)

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国民健康・栄養調査の実施）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、<u>独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所</u>（以下「研究所」という。）に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>3（略）</p>	<p>（国民健康・栄養調査の実施）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、<u>独立行政法人国立健康・栄養研究所</u>（以下「研究所」という。）に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（緊急時の要請等） 第二十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、<u>独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）第十九条第一項の規定による求め又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第八十三号）第十二条第一項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十八条第一項、独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）第十三条第一項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第十五条第一項の規定による要請を</u>するよう求めることができる。</p>	<p>（緊急時の要請等） 第二十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、<u>独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）第十三条第一項の規定による求め又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第八十三号）第十二条第一項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十八条第一項、独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）第十三条第一項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第十五条第一項の規定による要請を</u>するよう求めることができる。</p>

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十五号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の産業安全研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、産業安全研究所及び産業医学総合研究所を退職した者にあつては労働安全衛生総合研究所の、国立健康・栄養研究所を退職した者にあつては独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>	<p>附 則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の産業安全研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、産業安全研究所及び産業医学総合研究所を退職した者にあつては労働安全衛生総合研究所の、国立健康・栄養研究所を退職した者にあつては国立健康・栄養研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）
 （抄）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第二条関係） 一〇十三（略） 十四 削除 十五（略） 十六 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所 十七〇三十八（略）	別表第一（第二条関係） 一〇十三（略） 十四 独立行政法人国立健康・栄養研究所 十五（略） 十六 独立行政法人医薬基盤研究所 十七〇三十八（略）

改正案	現行
<p>（立入検査等） 第八条（略） 2～6（略） 7 内閣総理大臣は、第一項の規定により収去した食品の試験に関する事務については食品衛生法第四条第九項に規定する登録検査機関に、当該事務のうち食品の栄養成分の量又は熱量に係るものについては独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所にそれぞれ委託することができる。</p> <p>8・9（略）</p> <p>附則</p> <p>第八条 削除</p>	<p>（立入検査等） 第八条（略） 2～6（略） 7 内閣総理大臣は、第一項の規定により収去した食品の試験に関する事務については食品衛生法第四条第九項に規定する登録検査機関に、当該事務のうち食品の栄養成分の量又は熱量に係るものについては独立行政法人国立健康・栄養研究所にそれぞれ委託することができる。</p> <p>8・9（略）</p> <p>附則</p> <p>（独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正） 第八条 独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。 第十一条第二項第三号中、「第三十二条第三項」を削り、「第十二条の三第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同項に次の一号を加える。 四 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第八条第一項の規定により収去された食品の試験を行うこと。 第十四条第一項第二号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。</p>

(独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正)

第十二条の二 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第三号中「第三十二条第三項及び第三十二条の第三項」を「及び第三十二条第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第八条第一項の規定により収去された食品の試験を行うこと。

第二十条第一項第二号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

(新設)